

# 新技術(NETIS)登録の申請について(申請者用)

## 1、はじめに

### ①「公共工事等における新技術活用システム」の概要

「公共工事等における新技術活用システム」とは、民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用していくためのシステムのことで、NETISを中核とする新技術の情報と、直轄工事等での適用および効果の検証・評価などの流れを体系化したものです。

#### 【新技術とは】

・技術の成立性（論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足すること）が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共事業等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術（公共工事等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術）に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術のことです。

## 公共工事等における新技術活用システム



### Point 1

民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用していくためのシステムです。

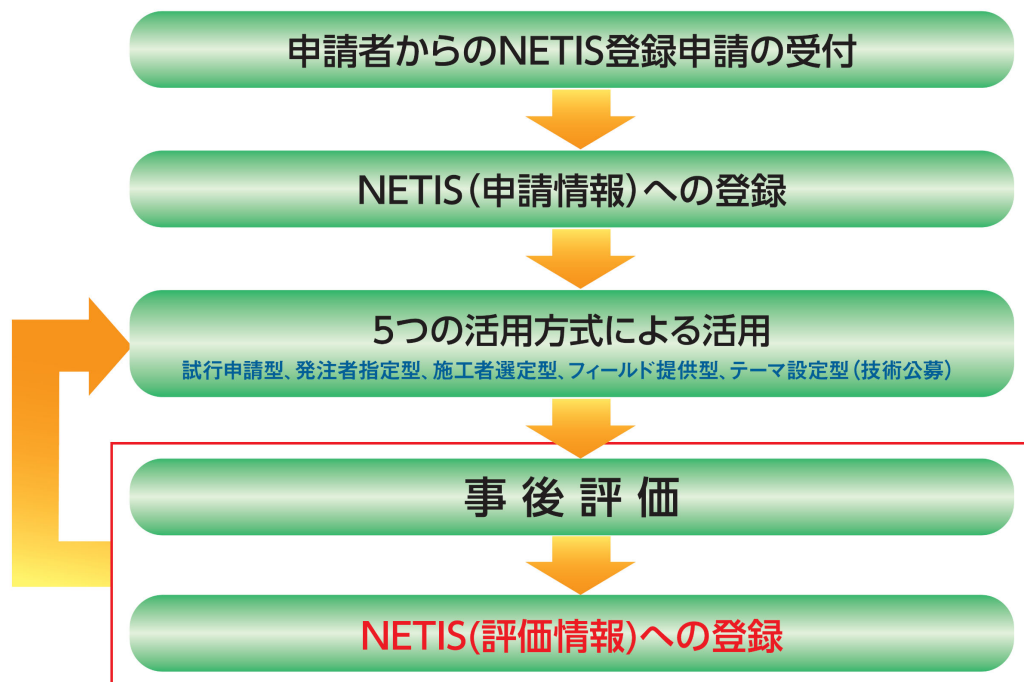
### Point 2

新技術情報提供システム(NETIS)を中核とする新技術情報の収集と共有化、直轄工事等での活用導入の手続き、効果の検証・評価、さらなる改良と技術開発という一連の流れを体系化したものです。

新技術の峻別による有用な新技術の活用促進と技術のスパイラルアップを目的として、国土交通省では平成18年8月より、事後評価に重点をおいた「公共工事等における新技術活用システム」を本格運用しています。

## 2、NETIS 登録申請受付から事後評価までの流れ

NETIS(申請情報)に登録された新技術は、5つの活用方式により活用され、大学、産業界、研究機関、行政等からなる新技術活用評議会で、技術の成立性や技術特性が評価されます。



### ①申請者からのNETIS 登録申請の受付

新技術受付窓口において技術開発者から提出された申請相談時の資料に基づき、技術特性等について確認し、登録可否の判断を行い、登録可となったものについて登録申請の受け付けを行います。

### ②NETIS（申請情報）への登録

オンライン新技術登録申請において申請情報の入力～確認を行い、申請書類に不備等が無くなった段階でNETISへ登録(NETIS(申請情報)へ掲載)を行います。

### ③5つの活用方式による活用

新技術の活用は、「試行申請型」「発注者指定型」「施工者選定型」「フィールド提供型」「テーマ設定型(技術公募)」の5つの型を基本として行います。

- 試行申請型：  
NETIS 申請者の申請に基づき活用を行う型
- 発注者指定型：  
工事等の発注に当たって発注者が新技術を指定することにより活用を行う型
- 施工者選定型：  
技術提案申請に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型
- フィールド提供型：  
具体のフィールドを想定して求める技術要件を明確にしたうえで、技術開発者から技術提案の募集を行い、応募登録について審査・選考し、発注者が新技術を指定することにより活用を行う型
- テーマ設定型(技術公募)：  
求める技術募集テーマ等を設定し、要求水準等を明確にしたうえで技術募集を行い、複数の応募技術を同一条件下で現場実証(試行調査)を行うことにより活用を行う型

### ④事後評価

有用な新技術の峻別のために、「試行調査」「活用効果調査」とその調査結果に基づいた事後評価(試行実証評価、活用効果評価)を行います。

- 試行調査：  
「試行申請型」「フィールド提供型」「テーマ設定型(技術募集)」において活用される新技術について、技術の成立性など申請情報の妥当性を確認するために行う調査
- 活用効果評価：  
工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境等の技術的事項及び経済性等の社会的事項について、従来技術に対する技術の優位性等を確認するために行う調査
- 試行実証評価：  
試行調査の結果に基づき、安全性、耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項について、試行調査の結果と申請情報の内容との比較などにより技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し、評価するもの
- 活用効果評価：  
新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査または追跡調査の結果に基づき、技術特性を評価するもの

### ⑤NETIS(評価情報)への登録

事後評価結果は NETIS(評価情報)へ掲載されます。

### 3、NETIS 掲載期間

#### ①申請情報

当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までとします。

なお、NETIS(評価情報)が掲載されている技術については、上記にかかわらず NETIS(評価情報)への掲載期間中、NETIS(申請情報)における掲載も継続されます。

#### ②評価情報

NETIS(評価情報)の掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までとします。

ただし、掲載期間中に当該技術がシステム検討会議にて推奨技術もしくは準推奨技術に選定され、NETIS(評価情報)に反映された場合の NETIS(評価情報)の掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 15 年を経過した日までとします。

### 4、登録申請の受理要件

- ①実施規約に対する NETIS 申請者の同意をもって申請すること。
- ②NETIS 登録申請者が技術開発者と同一であること。または、技術開発者の承諾を得ていることを示す書類(代理店契約書など)があること。
- ③同一技術の再申請でないこと。

#### 【同一技術とは】

以下のすべてに該当するもの。

- A：申請技術の原理が、NETIS 登録技術(過去に登録していた技術を含む)と同じ又は酷似している技術。
- B：申請技術の適用範囲、適用効果が、A の NETIS 登録技術と同じ又は概ね同等である。
- C：申請技術の技術開発者が、A の NETIS 登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属しているなど、A の NETIS 登録技術の技術開発者の関係者。

- ④登録申請書類の「技術詳細説明資料」に記載する従来技術が、当該技術の評価の比較対象として適切である。
- ⑤登録申請書に不備(記載事項の遺漏)がないこと。

## 5、申請について

- ① 申請にあたっては、実施規約(同意書)、パンフレット等を熟読し、新技術活用システムのメリットと責任をご理解してください。

【実施規約、パンフレット等は下記アドレスで確認してください。】

○NETIS 新技術情報提供システム

<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/>

- ②登録申請では、記載要領を熟読し、オンライン申請での入力漏れ等が無いように、内容を確認して入力してください。

(申請内容に不備等があれば修正依頼を掛けさせていただきます。)

【申請書類、記載要領は下記アドレスで確認してください。】

<http://www.skr.mlit.go.jp/yongi/>

## 6、申請から登録までの流れ

申請から登録までの作業は「NETIS 新規登録申請の手続きフローチャート」を確認してください。

## 7、申請から登録までの提出資料

### ① 事前相談時

- ・申請技術と既技術との比較資料(.xlsx)  
パンフレット等、申請技術の技術概要を確認できる資料等

### ② オンラインシステム入力作業時

- ・申請技術に関する資料  
パンフレット、技術審査証明、室内実験に関する資料、特許資料等、  
申請情報の内容を確認できる資料等

### ③ 登録作業時

- ・特許関係資料 (資料 K-1)
- ・開発体制資料 (資料 K-2)
- ・郵送物等送付先登録申請 (資料 K-3)
- ・申請書類に係わるチェックシート
- ・申請者と異なる、共同開発者、問い合わせの窓口 (技術・営業) が異なる場合、  
全ての同意書 (様式は自由)

## 8、登録申請についての問合せ先

国土交通省 四国技術事務所 新技術受付窓口

住 所：香川県高松市牟礼町牟礼1545

電 話：087-845-3135

メール：[yongia76@skr.mlit.go.jp](mailto:yongia76@skr.mlit.go.jp)

## 【新技術(NETIS)登録フロー】

別紙-1

NETIS ホームページ(登録申請書類作成フォーム)

### ①事前相談

登録可

登録不可

#### 【①事前相談】

- 作業
  - ・NETIS から事前相談(オンライン申請)を行ってください。
- 提出資料
  - ・事前申請用資料
  - ・技術概要が確認できる資料(パンフレットなど)
- 留意事項
  - ・申請相談に際して実施規約等を熟読し、登録申請の受理要件、新技術活用システムのメリットと責任について十分に理解してください。
  - ・必要に応じて、内容確認のためのヒアリングを実施します。
  - ・受付窓口にて登録の可否判断を行い、登録可となった技術についてオンライン申請登録用の ID/パスワードが発行されます。

### ②登録申請

#### ③内容確認～修正依頼

#### ④申請情報修正～提出

#### 【②登録申請】

- 作業
  - ・発行された ID/パスワードで NETIS へログインし、申請マニュアル等の記載要領に従い、申請情報の入力を行ってください。

#### 【③内容確認～修正依頼】

- 受付窓口にて申請情報の内容確認を行い、内容に不備があれば修正・確認依頼を行います。

#### 【④申請情報修正～提出】

- 修正・確認依頼の内容を確認し、申請情報の修正を行ってください。  
※③⇔④の作業により申請情報の記載不備をなくします。
- 提出資料
  - ・申請情報の内容が確認できる関係資料(パンフレット、技術審査証明、室内実験に関する資料、特許資料等、申請情報の内容を確認できる資料等)
- 留意事項
  - ・申請マニュアル等の記載要領に従い、申請情報の入力を行ってください。
  - ・申請情報に不備がなければ、登録作業に取り掛かります。

### ⑤付帯資料の提出

#### 【⑤付帯資料の提出】

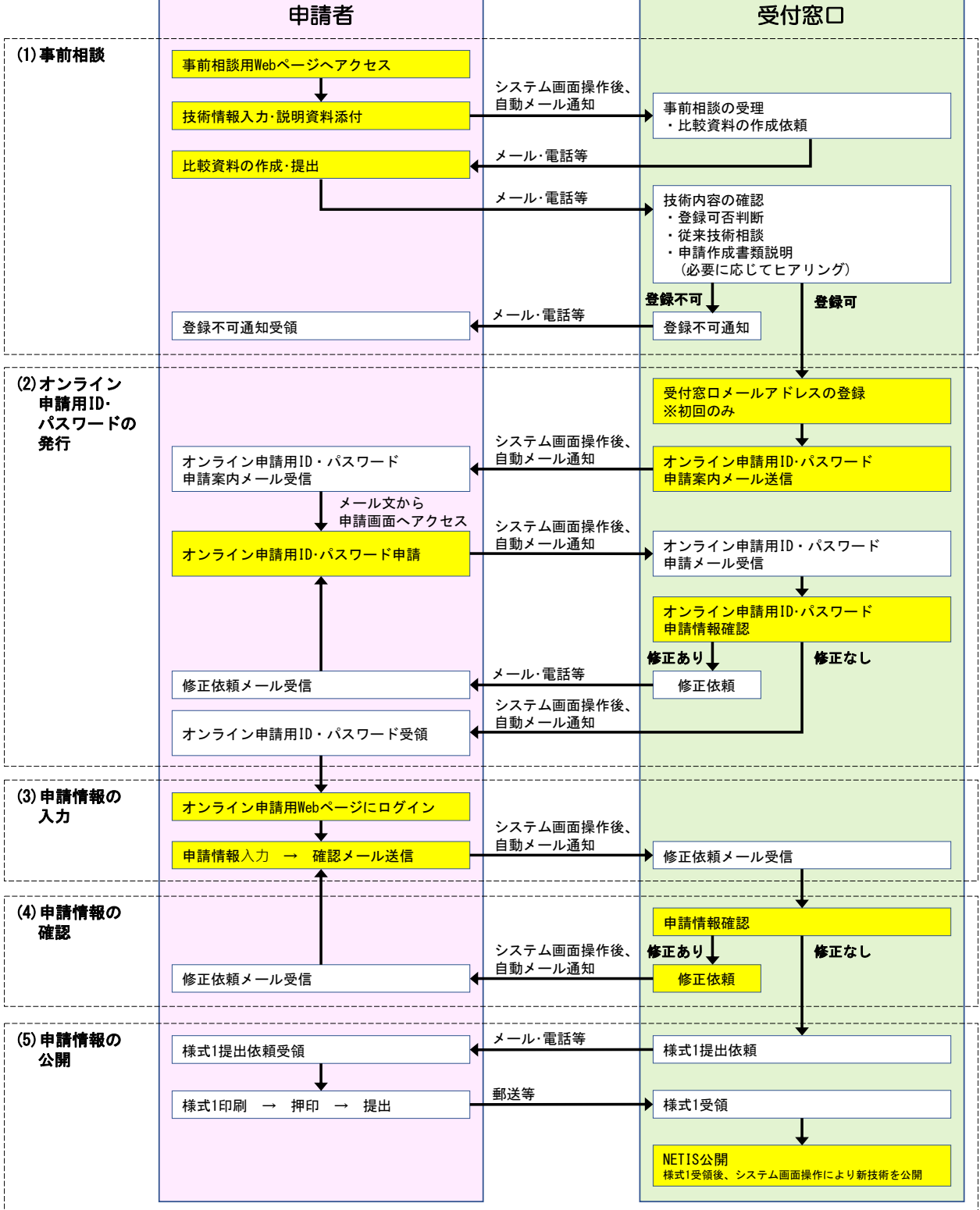
- 提出資料
  - ・特許関係資料(資料 K-1)
  - ・開発体制資料(資料 K-2)
  - ・郵送物等送付先登録申請(資料 K-3)
  - ・申請書類に係わるチェックシート
  - ・申請者と異なる、共同開発者、問い合わせの窓口(技術・営業)が異なる場合、全ての同意書(様式は自由)

### ⑥NETIS 登録

# 【オンライン新技術登録申請実施フロー】

別紙-1

(四国技術事務所版)



※  : NETISシステムを利用して実施する内容